

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 5 月後期

(No. 295)

発行年月日：2015 年 6 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、5 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許料等の徴収規則の一部改正令案の立法予告 (2015. 5. 18.)
- 1-2 発明振興法の一部改正 (2015. 5. 18.)
- 1-3 改善された審査請求料の返還制度、5 月 18 日から施行 (2015. 5. 18.)
- 1-4 半導体集積回路に関する法律施行令の一部改正令案の立法予告 (2015. 5. 26.)

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「知識財産活用戦略の優秀事例セミナー」を開催 (2015. 5. 18.)
- 2-2 特許庁、「2015 知識財産と価値創出の国際カンファレンス」を開催 (2015. 5. 19.)
- 2-3 韓・米「協力審査プログラム (CSP)」施行 (2015. 5. 21.)
- 2-4 特許庁、フィンテック特許活用に向けた企業懇談会を開催 (2015. 5. 21.)
- 2-5 世界 5 大特許庁、IP5 共同宣言文を採択 (2015. 5. 26.)
- 2-6 特許庁、標準特許創出の支援策を発表 (2015. 5. 29.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスンとアップルのデザイン特許訴訟、第 2 ラウンドに (2015. 5. 19.)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 ホームカフュー関連製品のデザイン出願が急増 (2015. 5. 26.)

#### その他一般

- 5-1 国内大学による PCT 特許出願、世界 2 位 (2015. 5. 19.)
- 5-2 運転習慣診断技術に関する特許出願が急増 (2015. 5. 28.)

法律、制度関連

1-1 特許料等の徴収規則の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2015.5.18.)

1. 改正(制定)理由

特許の開放・共有を促進するため、無償実施開放特許に対する特許料の減免を規定し、非正常な出願防止に向け個人・免除者による出願の減免を制限し、公知例外主張補完制度の導入を内容とする特許法の改正(法律第13096号、2015年1月28日公布、2015年7月29日施行)により公知例外主張の補完手数料を算定する一方、国民基礎生活保障法の改正事項の反映、請求項数基準の審判請求料の徴収委任根拠の策定、国家共同出願時における平均減免率の適用根拠の策定等、現行制度の運営上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 無償実施開放特許に対する特許料の減免制度の導入(案第7条)

特許権者が特許の無償実施を宣言し、関連契約が締結され、中小・中堅企業に特許の無償実施を許容した場合、特許料50%減免

ロ. 非正常な出願防止に向けた減免制限の導入(案第7条)

- 1) 個人の年間減免件数の上限を20件に設定
- 2) 減額免除者が請求項30項超過出願時、審査請求料を賦課

ハ. 公知例外主張の補完手数料の新設(案第2条、第3条)

公知例外主張を補完する場合、手数料を優先権主張追加料と同一水準(電子文書18,000ウォン、書面20,000ウォン)に算定

ニ. 国民基礎生活保障法の改正による受給対象の名称変更(案第7条)

現行の基礎生活保障受給者と同一な所得水準である医療給与及び生計給与の受給者に手数料免除

ホ. その他、法令運営上表れた一部の不備の改善・補完(案第2条、第3条、第4条、

第 7 条)

- 1) 拒絶決定不服審判の審判請求時、請求項数・デザイン数・商品類数基準の審判請求料の算定を委任する根拠の策定
- 2) 返金減免率の適用対象に国に属する出願をした者を含む
- 3) デザイン一部審査登録出願から審査登録出願に変更するための再審査補正時、1 デザインごとに 8 万 9 千ウォンを徴収する根拠の策定

3. 意見の提出

特許料等の徴収規則の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015 年 6 月 24 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:情報顧客政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

- 特許庁情報顧客政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟  
(郵便番号：302-828)  
電話番号：(042)481-5195、Fax：(042)472-3460  
電子メール：[my.han@korea.kr](mailto:my.han@korea.kr)

1-2 発明振興法の一部改正

韓国特許庁(2015. 5. 18.)

発明振興法(法律第 13309 号)が次のとおり一部改正されました。

1. 主要内容

- イ. 産業財産権の情報提供専門機関を「産業財産権情報化専門機関」に再編し、産業財産権の情報化に関連する業務を担当させ、特許技術情報センターを廃止(第 20 条及び第 20 条の 3、現行第 21 条及び第 22 条削除)

ロ. 産業財産権活動等に関する実態調査の根拠を設定し、「地域知識財産センター」、「発明の評価機関」、「産業財産権診断機関」の登録又は指定要件に関する規制を緩和(第20条の6新設、第23条、第28条及び第36条)

ハ. 公益弁理士特許相談センターの支援対象に大学院生(特殊大学院生は除外)を追加し、産業財産権サービス業を専門的に遂行する会社として人材、施設等大統領令で定める基準を満たした会社を産業財産権サービス業専門会社として指定し、指定された業者に対して必要な支援ができるようにする。(第26条の2、第40条の7新設)

二. 産業財産権紛争調停委員会の審議・調停対象に産業財産権の出願に関する事項と営業秘密に関する事項等を追加(第41条及び第43条の2)

2. 公布日：2015.5.18

施行日：公布日から6カ月が経過した日から

### 1-3 改善された審査請求料の返還制度、5月18日から施行

韓国特許庁(2015.5.18.)

電子部品開発企業は、新たに開発した回路素子の特許出願を関連して審査を請求したが、約6カ月後、技術の特性上、営業秘密として保護した方が良いと判断し、当該の特許出願を取下げることにした。A社は、特許出願がまだ審査前であるため、これを取り下げれば以前納付した審査請求料を当然返してもらえると予想した。しかし、現行制度の下では、この審査請求料の返還はできないという返事が返ってきた。サービスも受けていないのにお金だけ払ったことになった。

特許庁は、「非正常の正常化」の一環として、審査請求料の返還制度を改善した特許法を5月18日から施行すると発表した。

今回施行される特許法により、特許出願に対する審査を請求した後、実際に審査サービスを受ける前に特許出願を取下げ又は放棄した場合には、既に納付した審査請求料を返還してもらえるようになる。例えば、出願人が拒絶理由を通知されなかったら、審査請求料返してもらえるとということだ。

ただ、特許庁が指定した専門機関から先行技術の調査結果が特許庁に通知された場合には、審査請求料の返還は不可能だ。先行技術の調査結果が通知されたかどうかについて

では、電子出願サイトや特許顧客相談センター等で調べることができる。

特許審査制度課のキム・ジス課長は、「国民の立場に立って、手数料賦課の趣旨に合わせて審査請求料の返還ができるように改善することで、特許行政に対する国民の満足度を高めることができると思う」と述べた。

## 1-4 半導体集積回路に関する法律施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2015. 5. 26.)

### 1. 提案理由

配置設計審議調停委員会の議決定足数等を規定した半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部改正法律が改正及び公布(2015年2月3日公布、2015年8月4日施行)され、施行令に規定されていた内容が法律に反映されたことを受け、施行令の関連条項を削除する等、後続の整備をすることを目的とする。

### 2. 主要内容

#### イ. 委員会の議決定足数の関連条項の削除(案第30条第3項)

1) 配置設計審議調停委員会の議事決定足数及び議決定足数の関連事項を法律に規定したことにより、施行令の関連条項は削除する。

#### ロ. 委員の除斥 忌避 回避条項の削除(案第30条2)

1) 配置設計審議調停委員会委員の除斥 忌避 回避関連事項を法律に規定したことにより、施行令の関連条項は削除する。

#### ハ. 委員の解嘱条項の削除(案第30条3)

1) 配置設計審議調停委員会委員の解嘱関連事項を法律に規定したことにより、施行令の関連条項は削除する。

### 3. 意見提出

半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015年6月9日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:産業財産創出戦略チーム長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からご覧いただけます。

#### イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

- 特許庁産業財産創出戦略チーム：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟  
(郵便番号：302-701)  
電話番号：(042)481-8499、Fax：(042)472-9313  
電子メール：[leecn@korea.kr](mailto:leecn@korea.kr)

関係機関の動き

2-1 特許庁、「知識財産活用戦略の優秀事例セミナー」を開催

韓国特許庁(2015. 5. 18.)

特許庁は、5月18日午後2時、韓国知識財産センターにて「知識財産活用戦略の優秀事例セミナー」を開催し、知識財産革新戦略(IP Value-up)を通じた中小企業の成長モデルを提示するとともに、他分野の特許の原理を活用した製品の高度化及び商用化の事例を共有する。

「第50回発明の日」のサイドイベントとして開かれる同セミナーでは、特許庁の知識財産活用戦略支援事業を通じて開発された革新的なIP基盤製品の成功事例が紹介される予定だ。

同セミナーで紹介される事例は、特許とデザインの融合コンサルティングを受けて開発されたもので、海外投資誘致及びクラウドファンディングに成功した製品である。

特に中小企業の保有していた一般製品が知識財産追加革新戦略(IP Value-up)を通じて高度化した新製品に生まれ変わり、投資誘致に成功するまでの一連の過程を分かりやすく紹介する予定だ。これに加えて、知識財産が積極的に活用され、実際のビジネス現場で新たなビジネスチャンスと市場創出の源になる可能性について意見を交わす。

事例の発表をする(株)ゾウテクは、2009年に設立されたベンチャー企業で、電線用コネクタを製造・販売してきた。知識財産活用戦略支援事業を通じて開発されたIP及び新製品が評価され、資金、海外の投資家から20億ウォンの投資を受けるなど、計35億ウォ

ンの投資の誘致に成功した。

2007年に設立された(株)JnK Scienceも知識財産革新戦略を通じて商用化が可能な製品の開発に成功した代表的な例とされる。同企業は、充電用乾電池、脱臭剤など、「室内環境」と「代替エネルギー」の分野に関連する製品を生産・販売する企業であり、年初、キックスターター(Kick Starter)、インディーゴーゴー(Indiegogo)を通じて11万ドルのクラウドファンディングに成功した。近いうちに脱臭剤(製品名:エコフレッシュ)を中国系クラウドファンディング業者であるギョンドンを通じて発売する計画だ。

同セミナーでは、優秀事例に適用される異種分野の特許検索など、製品革新方法論を紹介される。異種分野の特許検索は、他分野の特許技術情報の分析により出された特許原理を活用することで、中小企業が抱える様々な技術的難題を短期間で解決できる方法論であり、新たな知識財産革新に向けた中核戦略なるものと期待される。

産業財産活用課のキム・ジョンギョヌ課長は、「現在の知識基盤社会経済では、知識財産を過去のように単に保有するだけでなく、積極的な価値創出の道具として活用することが重要だ。知識財産革新戦略を通じて製品の高度化と投資誘致に成功した中小企業の事例を共有することで国内の中小企業が知識財産の活用により新たなビジネスチャンスを生み出せるきっかけになることを望む」と述べた。

## 2-2 特許庁、「2015 知識財産と価値創出の国際カンファレンス」を開催

韓国特許庁(2015. 5. 19.)

特許庁は、5月18日にインペリアルパレスホテルにて世界知的所有権機関(WIPO)及び主要国の政府関係者、国内外の知識財産ビジネス専門家約200人の参加を得て「2015 知識財産と価値創出の国際カンファレンス」を開催した。

同会議は、今年で50回を迎える「発明の日」を記念し、創造経済時代の中核資産として浮上している知識財産の価値を見つめ直すとともに、今後50年戦略を準備する戦略について話し合うという趣旨で開かれた。

チェ・ドンギョ特許庁長は、開会の挨拶で、「今日の知識財産は、単なる競争力向上の手段ではなく、知識財産そのものが付加価値を創出する商品になった。今後は、特許出願の質を高めると同時に眠っている特許の活用度を上げる方法を探さなければならない」と述べ、知識財産の価値創出の必要性を強調した。

第1セッションでは、世界知的所有権機関(WIPO)ジョン・サンデー事務次長が基調演説を行い、「取引可能な資産としての知識財産に対する認識の変化」や「透明な評価手続による市場の信頼向上」を強調した。また、欧州特許庁(EPO)のRaimund LUTZ次長、米国特許庁(USPTO)のRussell SLIFER次長、日本特許庁(JPO)の木原美武次長は、特許品質の向上等に向けた各国政府の様々な政策経験をそれぞれ紹介した。

第2セッションでは、インテレクチュアル・ベンチャーズ社(Intellectual ventures)のPatrick ENNISグローバル総括が特許ポートフォリオ構築の重要性を強調した。シュタインバイス(Steinbeis Foundation)技術革新センターのソ・ジュウォン理事も、ドイツのヒドゥンチャンピオン企業の事例を通じて企業の革新プロセスとIP管理の重要性について話し、参加者の関心を集めた。

第3セッションでは、オーシャントモ(Ocean Tomo)社のDarius SANKEY理事から技術基盤企業における資金調達及び成功につながる革新戦略の紹介があった。クアルコム(Qualcomm)社のパク・セゴン常務は、知識財産の価値創出に向けた自社のオープンライセンス戦略を共有した。

同カンファレンスの発表資料及び映像資料は、韓国知識財産研究院のホームページ([www.kiip.re.kr](http://www.kiip.re.kr))にて確認することができる。

## 2-3 韓・米「協力審査プログラム(CSP)」施行

韓国特許庁(2015. 5. 21.)

- 特許庁は、2015年5月20日、中国の蘇州市で開かれた韓米特許庁高官会合において、両国の知識財産権創出支援の一環として「協力審査プログラム(CSP、Collaborative Search Pilot Program)」施行に関する了解覚書を締結したと発表した。
- CSPとは、韓国と米国に同じ発明を特許出願した出願人が希望する場合、両国の特許庁が先行技術調査報告書をお互い交換し、これに基づいて優先審査をするプログラムであり、
  - 両国の調査結果を事前に共有して審査することで、特許権の法的安定性を向上することができるだけでなく、当該申請件に対する優先審査により両国で特許権の早期取得が可能になるという評価を受けている。

- 同プログラムは、2015年9月1日から施行される予定。特に、最大4千ドルとなる米国の優先審査申請料が免除され、これによって米国特許の獲得と関連市場の進出を狙う韓国企業の時間と費用が軽減される見通しだ。
  
- 米国は、世界最大の特許市場であり、国内企業を相手取った特許紛争が最も頻繁に発生する国という点で、国内企業における米国内知識財産権の活用・保護の重要性は高まっている。  
\*2007年～2012年の間に発生した国内企業の国際特許紛争の件数：米国(709件)、日本(152件)、ドイツ(65件)、台湾(45件)、スウェーデン(23件)、英国(18件)、カナダ(15件)の順　　<出处：韓国特許庁>
  
- このため、CSPプログラムは、米国市場を狙う国内企業の知財権先取り及び商業化に重要な役割を果たす期待される。
  
- チェ・ドンギョ特許庁長は、「韓国と米国の間で施行される CSP は、両国に進出する企業を直接支援するために、両国の特許庁が積極的に取り組む国際協力プログラムだ。両国で特許を取得できる自信のある企業は、積極的に活用してほしい」と述べた。
  
- 一方、同日開かれた韓・中特許庁長会談において、両国の特許庁長は、大学の知財権力量の強化に向けて共に努力することを確認した。これに関連し、両国の政策と経験を共有するため、今年中に中国で大学 IP 力量強化セミナーを共同開催することにした。さらに、審判・訴訟分野における中韓間の交流・協力強化の一環として、審判官を相互派遣することにも合意した。

#### 2-4 特許庁、フィンテック特許活用に向けた企業懇談会を開催

韓国特許庁(2015.5.21.)

特許庁は、5月21日、ソウル事務所にて主要移動体通信事業者及び金融会社を招き、「フィンテック特許活用に向けた企業懇談会」を開催すると発表した。

同懇談会では、世界に広がっているフィンテックブームに対する通信業界と金融業界の見方を共有するとともに、金融と技術が融合されたフィンテック産業における技術や特許等の知識財産権(IP)の役割及び活用方法について話し合う。

IT 技術を基盤とする金融サービス、「フィンテック産業」は、スマートフォンを利用したモバイル決済分野を筆頭に急速に成長している。

市場調査機関・ガートナーによると、世界のモバイル決済市場は、2013 年の 2,558 億ドルから 2017 年の 7,210 億ドルまで、年平均 34% の高成長を続けると見込まれる。

韓国も 2014 年第 2 四半期に前年同期比 137% 増加した 3 兆 2 千億ウォンの市場規模を記録し、成長潜在力を認められている。

この日、金融決済院を初め、スマートフォンメーカー、通信事業者、銀行、カード会社など、関連業界の IP 担当者らが参加し、フィンテック産業の発展方向などをテーマに意見が交わされる。

また、IP 中心の企業間協力モデルを開発するための協議体の構成についても議論が行われる予定だ。

特許庁は、IP 協力ネットワークを構築・支援することで企業間での技術交流を促し、国内フィンテック産業の活性化と関連企業のグローバル IP 競争力の強化を目指している。

情報技術融合審査課のキム・チュンソク課長は、「今後、フィンテック産業においては、市場の主導権を握るための企業間技術競争及び関連特許紛争がさらに激しくなると予想される。今回の懇談会が国内フィンテック産業のビジョンを共有し、発展を目指す IP 協力体制を構築できる場になることを望む」と述べた。

## 2-5 世界 5 大特許庁、IP5 共同宣言文を採択

韓国特許庁(2015. 5. 26.)

世界 5 大特許庁の年次総会である IP5\* 庁長会議において、知財権制度のユーザーと大衆に改善されたサービスを提供しようとする IP5 の誓いと今後の計画が盛り込まれている共同宣言文は採択された。

\* IP5(Intellectual Property 5) : 世界の特許出願の約 80% 以上を占める韓国、米国、中国、欧州、日本の 5 つの特許庁からなる枠組み(2007 年に発足)

中国の蘇州で 5 月 20 日から 3 日間開かれた第 8 次 IP 5 庁長会議で最終的に合意され

たこの宣言文は、2007年 IP5体制の発足以来の協力成果を振り返え、今後重点的に推進する協力分野を提示しているという点で、IP5協力の新たな転機を作るものと評価できる。

同会議には、世界5大特許庁の庁・次長、WIPO(世界知的財産所有権機関)事務次長、産業界の代表団など、計100人あまりが参加した。次長会議や庁長会議だけでなく、ユーザー意見の収集及び今後の推進方向に関する議論のためのIP5特許庁長と産業界との連席会議も開かれた。

世界特許審査情報システム\*(Global Dossier)推進のための基本骨格が確定したことも主な成果の一つとされる。誰でもIP5特許庁の審査情報をウェブ上で照会し、さらにはネットを通じて海外に直接出願することができるこのシステムを早期構築する上で、有意義な第一歩となったと評価できる。

\* 世界特許審査情報システム(グローバルドシエ):IP5庁における特許審査の進行情報を一元的に照会し、自分の出願を管理することだけでなく、直接出願することもできるオンラインシステム

各国で異なる特許制度を調和させるためのIP5の議論においても成果が出された。IP5特許庁長は、各庁の特許審査基準の調和を目指して合意した3つの優先推進課題の中間報告書を採択し、これを基に制度調和に向けた議論を続けることで合意した。

一方、チェ・ドンギョ特許庁長は、IP5協力の未来に関する議論において、IP5協力体制の強固化、持続可能なグローバル知財権制度の発展に向けた選択と集中によるIP5協力事業推進の効率化、個人や中小企業等IP5疎外階層及び途上国ためのIP5支援活動の必要性を強調した。また、最近、国家間の重複出願に対する特許審査連携方策についての議論が活発に行われているのは、従来の特許制度の限界を乗り越えようとする試みだと評価し、IP5特許庁に業務提携の強化を通じて出願人の利便性の増進や審査品質の強化に貢献することを呼びかけた。

## 2-6 特許庁、標準特許創出の支援策を発表

韓国特許庁(2015. 5. 29.)

特許庁は、映像圧縮技術分野を研究する国内大学が標準特許創出を拡大することで国家競争力を強化し、創造経済の実現に貢献できるように後押しするために4大支援策を

発表した。

4大支援策は、▲標準特許に係わる知財権への認識の向上 ▲審査3.0政策を活用した標準特許の確保への支援 ▲映像圧縮技術に関する知財権分析情報の提供 ▲標準関連の高品質特許審査サービスの提供などだ。

映像圧縮技術は、大容量デジタル映像データを画質の歪曲を最小限に抑えながら小さく圧縮する技術のことだ。HD放送、IPTV、UHD放送などデジタル世界の発展に伴う映像データ送信量の増加により、圧縮効率をさらに上げる技術が開発・標準化されてきた。ギャラクシー6やiPhone6、G4、UHD TVなど、最新のスマートフォンと映像機器に高効率映像圧縮技術であるHEVC(High Efficiency Video Coding)が使用されている。

韓国は、現在、HEVC標準特許保有件数において圧倒的1位となっている。特に、初めてKAIST(韓国科学技術院)、慶熙大学、光云大学、成均館大学、世宗大学、航空大学など国内6つの大学がHEVC標準特許を確保したことは、注目される。

ただ、過去5年間、国内映像圧縮技術に関する特許出願のうち、国内大学名で出願された特許の割合は、約11%に上っているが、国内大学名で確保された標準特許は0.6%に過ぎない。これは、国内大学の標準特許創出能力を高める上で、政府の支援が欠かせないことを示している。

このような状況を受け特許庁は、まず、大学の教授と研究者を対象に標準特許創出に関する情報とノウハウを共有する計画だ。今年7月に標準特許をテーマとするカンファレンスを開催し、今年下半期には、大学の研究者を対象に標準特許観点知財権教育をモデル実施を行う予定だ。

これに加え、出願人が審査官と事前面談を実施し、希望する時期に迅速な標準特許の取得に活用できる審査3.0政策を積極的にPR・支援する。一般的に標準化の議論が進められている間は、特許審査をできるだけ遅らせた方が有利とされている。しかし、一旦標準化が完了されたら標準技術と一致する特許を速やかに確保し、特許プールに加入した方が有利だ。

さらに、特許庁は、知財権情報へのアクセス・分析に弱い大学のために、HEVC特許動向分析報告書を下半期に発行するなど、知財権分析情報も提供するとしている。

一方で、特許庁は、審査官の国際標準化会議への出席を勧めるとともに、民間の専門

家が特許審査に参加できる特許審査クラウドソーシング (Crowd-sourcing) も実施するなど、標準関連の高品質特許審査サービスの持続的な提供に努力する予定だ。

特許審査 3 局のイ・ヘピョン局長は「特許庁は、今回の標準特許創出支援策を通じて映像圧縮技術分野における大学の役割・貢献をサポートしていく方針だ。また、今後も韓国がこの分野において世界ナンバーワンの技術力を維持し、創造経済の実現を促すことができるよう後押ししたい」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 サムスンとアップルのデザイン特許訴訟、第 2 ラウンドに

電子新聞 (2015. 5. 19.)

ウォール・ストリート・ジャーナル等海外メディアが 19 日報じたところによると、米国の裁判所がサムスン電子とアップルのスマートフォン特許侵害訴訟で「サムスンがアップルのトレードドレス (Trade dress) を侵害しなかった」と判決した。デザイン特許の一つであるトレードドレスとは、商品の外観や包括的かつ視覚的なイメージを形成する形や大きさ、色等のことをいう。

米国の連邦巡回区控訴裁判所は、18 日 (現地時刻) に発表した意見書を通じて「サムスン製品のトレードドレス侵害に関連し、1 次訴訟 (陪審員団) 判断を無効化する」ことを明らかにした。控訴裁判所は、トレードドレスに関する判決を破棄し、サンフランシスコ地方裁判所に差し戻した。

しかし、控訴裁判所は、スマートフォンの前面部デザインとベゼル、グラフィカルユーザーインタフェース (GUI)、画面を二回タッチして表示内容を拡大させる機能などに「サムスンがアップルの特許を侵害した」と判示した。これに先立ちアップルは、2011 年にサムスンを提訴し、4 件のトレードドレス知識財産権の侵害を主張した。このうち、3 件は i-Phone に関連するもので、残りの 1 件は i-Pad と i-Pad2 に関連するものだった。

米国の連邦巡回区控訴裁判所に決定により、アップルに支払わなければならない賠償額は下がる。2012 年 8 月にカリフォルニア北部の連邦地方裁判所の陪審員団は、サムスンがアップルに支払うべき賠償金として、約 10 億 5 千万ドルを算定した。

トレードドレス侵害への賠償金がなくなると、サムスンが支払うべき賠償額は、5億4800万ドルに減る。

問題は、その後だ。アップル、サムスンともに「デザイン特許」に注力しているためだ。

電子新聞の未来技術研究センターが分析した「サムスン電子・アップルによるスマホ関連デザインの特許登録の動向」によると、アップルは去年だけで43件のUIを初め、計91件のデザイン特許を米国に登録した。

サムスンも106件のUIを含め、計663件の米国特許をデザイン分野に集中して登録した。

これは、スマホに関連する両社の技術特許が「デザイン」に集中していることを意味する。それだけに法的・技術的紛争の可能性も高い。「UI」分野は、両社ともにスマホ部門において最多の特許を保有しているため、予めの対応が求められる。

「ポストスマホ」時代に備えた両社のデザイン特許戦略には、多少の差が表れている。

アップルは去年、製品の包装とUSBコネクタ等にそれぞれ36件と18件のデザイン特許を登録した。それに対し、サムスンは医療デバイスとエクスレイデバイス等ヘルスケア分野のデザイン特許に力を入れていることが分かった。

#### 〈アップル・サムスン電子によるスマートフォンデザイン特許の登録推移〉

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	総計
アップル	6	3	1	12	25	68	54	52	76	91	388
サムスン電子	0	0	14	34	1	64	107	132	113	198	663

リュウ・ギョンドン記者 [ninano@etnews.com](mailto:ninano@etnews.com)

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 ホームカフェ関連製品のデザイン出願が急増

電子新聞(2015.5.26.)

カフェではなく、家で自分の好きなコーヒーを飲む、いわゆる「ホームカフェ族」が増えており、そのニーズをつかまえようと、企業間で激しいデザイン競争が繰り広げられている。

特許庁は、過去 10 年(2005～2014 年)間のコーヒーメーカーやコーヒーロースターなど、ホームカフェ関連製品及び部品のデザイン出願を分析した結果、出願件数全体(543 件)の 84.3%である 458 件がここ 5 年間(2010 年～2014 年)に集中して出願されたことが分かった。

これは、2005 年～2009 年の 5 年間出願された件数(85 件)より、438%増加したのである。過去 10 年間、ホームカフェ関連製品におけるデザイン出願件数は 382 件、関連部品におけるデザイン出願件数は 161 件となっている。

ホームカフェ関連製品の出願は、2010 年までは 30 件未満に止まったが、2011 年に 50 件、2012 年に 67 件、2013 年に 80 件、2014 年 89 件へと急増している。

2010 年まで 10 件未満に止まったホームカフェ部品に関する出願も 2011 年に 1 件、2012 年に 31 件、2013 年に 44 件、2014 年に 46 件へと、大きく増えた。

代表的なホームカフェ製品であるコーヒーメーカー関連のデザインは、過去 10 年間、計 174 件が出願された。このうち、外国人による出願は 118 件と、韓国人による出願(56 件)の 2 倍以上だった。

国別では、欧州が計 112 件を出願し、圧倒的に多かった。世界的な小型家電専門企業、フィリップスが 30 件と 1 位、29 件のネスレが 2 位となった。

ホームカフェ関連製品のデザイン出願が急増したのは、国内コーヒー市場規模の拡大に伴いコーヒーに関する消費者の好みとレベルが多様化したため、これに対応するためだとされている。

特許庁商標デザイン審査局のチェ・ギュワン局長は「ここ数年の国内コーヒー市場の成長の勢いからすると、ホームカフェ関連製品のデザイン出願はこれからも増え続けると思われる」と述べた。

シン・ソンミ記者 [smshin@etnews.com](mailto:smshin@etnews.com)

## その他一般

### 5-1 国内大学による PCT 特許出願、世界 2 位 (2015. 5. 19.)

電子新聞(2015. 5. 19.)

特許協力条約(PCT)に出願した国際特許件数で韓国の大学が世界 2 位となったことが分かった。各国の大学による PCT 特許出願において、国内大学による特許出願の占める割合は、わずか 5 年の間 2 倍以上増加するなど急速に成長した。

韓国科学技術企画評価院(KISTEP)は、「各国の大学・公共研究機関における PCT 出願の現況」という報告書を 19 日に発表し、2013 年世界の大学による PCT 特許に占める韓国の大学による出願の割合は 10.5%と、米国に次ぐ 2 位であることを明らかにした。

報告書は、世界知的所有権機関(WIPO)が去年発行した「PCT 特許年間レビュー」を基に作成された。

大学による PCT 出願は計 9,804 件で、このうち、米国が 3,920 件(40%)を記録し、圧倒的に多かった。米国に次ぎ、韓国の 1026 件、日本の 896 件、中国の 731 件、英国の 474 件の順となった。韓国の大学が PCT 出願に占める割合は、2008 年の 5.1%から 2013 年には 10.5%へと 5.4 ポイント増加した。

国内大学の中で出願件数が最も多かったのは、韓国科学技術院(KAIST)とソウル大学だった。2011~2013 年に出願した PCT 特許件数を比較した結果、KAIST は 287 件を出願し、アジアの大学の中で一位となり、同期間ソウル大学が出願した特許件数は 280 件と 2 位となった。特に、KAIST は 2005~2007 年の 55 件から 2011~2013 年の 287 件へと 4.2 倍も急増し、増加件数で最多となった。

韓国は、公共研究機関による PCT 特許出願においても 3 位を記録した。2013 年の公共研究機関による PCT 特許を計 4,411 件と、フランスの 829 件、中国の 717 件、韓国の 618 件、米国の 608 件、ドイツの 408 件の順となっている。公共研究機関の場合、大学と違って特定の国への集中度が低く、複数の国に分散されていた。

公共研究機関の特許全体に占める韓国の割合は、2008 年の 17.4%から 2013 年の 14.0%へと、3.4 ポイント下がった。2011 年~2013 年に出願した特許件数の比較において、国内公共研究機関の中で韓国電子通信研究院(ETRI)が 307 件で最多となり、アジア

の機関の中で5位となった。

韓国科学技術企画評価院 (KISTEP) の関係者は、「PCT 特許は、特許を活用するために個別国家に進出する際に有利に働くという理由もあって出願が増加している。全般的な流れを見ると、先進国であるほど大学による PCT 特許出願が活発なのに対し、フランスを除き、中堅国や開発途上国は国や公共研究機関による研究・開発が活発なためそれらによる特許出願が多い。韓国の場合、大学による PCT 特許が増加するという事は次第に先進国型研究に移っていくことを意味すると考えられる」と述べた。

〈各国の大学による PCT 出願の現況〉

出処：WIPO

区分	2008 年 (%)	2013 年 (%)
米国	51.1	40.0
韓国	5.1	10.5
日本	10.0	9.1
中国	2.5	7.5
英国	5.9	4.8

クォン・コンホ記者 [winghl@etnews.com](mailto:winghl@etnews.com)

5-2 運転習慣診断技術に関する特許出願が急増

韓国特許庁 (2015. 5. 28.)

正しい運転習慣が自動車燃費の向上や交通事故の予防につながるという認識が広がっている中、運転習慣を診断しその結果を活用する技術に関する特許出願が急増している。

特許庁によると、運転習慣診断技術に関する特許出願は計 255 件であり、2008 年以前は 5 件前後だったが、2009 年以降急増し始め、2013 年には 13 倍増加した 67 件に上った。

出願人を見ると、現代・起亜自動車が 38% (96 件)、現代モービスが 6% (15 件)、韓国電子通信研究院 4% (10 件)、(株) 萬都が 3% (7 件) の順となっており、現代・起亜自動車が研究開発を主導している。

出願内容においては、運転習慣を診断して知らせる技術が 34%(87 件)、運転習慣を診断・分析し、各運転者に合わせて車を制御する技術が 40%(102 件)、運転習慣の診断結果を利用し燃費や走行可能距離を計算する技術が 7%(19 件)、運転習慣の診断結果と連動し最適な走行ルートを選定する技術が 6%(14 件)の順となった。

他にも、車の消耗品の交換時期や保険料を計算する技術等、運転習慣診断技術を活用した様々な技術が出願されている。

出願人を業界別に見ると、自動車業界が 54%(138 件)、情報通信業界が 28%(70 件)、その以外の業界が 13%(34 件)、個人が 5%(13 件)を占める。このうち、情報通信業界は通信技術を活用し、携帯電話のような端末機により走行情報を獲得し、運転習慣を分析するテレマティクス (Telematics) 技術や運転スタイルに合わせて最適な走行ルートを設定するナビゲーション技術等に関心が高いことが分かった。

特許庁の関係者は「運転習慣診断技術は、安定性、利便性及び感性を高めることで自動車に新たな価値を与えるスマートな技術であるため、特許出願がさらに増えることが予想される」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話 : 02-739-8657/FAX : 02-739-4658 e-mail : [kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム